

山梨県国土利用計画審議会会議録

1 日 時 平成20年8月28日(木) 午前10時～午前11時30分

2 場 所 県庁議事堂地下室会議場

3 出席者

・ 委 員 (五十音順、敬称略)

甘利志賀峰	岩波太生	上原勇七	岡村美好
塩島 學	清水祝子	田中 勝	萩原三雄
萩原満治	水上好子	宮島雅展	柳田雅代

以上12人

・ 県 側

小松重仁 (知事政策局長)			
前山堅二 (森林環境部技監)	石山利男 (森林環境部参事)		
新津 修 (商工労働部次長)	高根明雄 (産業立地室主幹)		
横田達夫 (農村振興課長)			
宮田文夫 (県土整備部技監)	中嶋晴彦 (県土整備部主幹)		
山本正彦 (事務局 政策参事)	小林 明 (事務局 政策主幹)		

4 傍聴者等の数 5人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 山梨県知事政策局長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題(すべて公開)

- (1) 山梨県国土利用計画審議会の傍聴について
- (2) 国土利用計画(山梨県計画) - 第四次 - 素案について
- (3) その他

7 議事の概要

(1) 山梨県国土利用計画審議会の傍聴について

事務局から資料1により山梨県国土利用計画審議会の傍聴要領(案)、傍聴の心得(案)の制定及び審議会運営規程(案)の改正について事務局から説明したところ委員から質疑はなく、原案どおり決定した。

(2) 国土利用計画 (山梨県計画) - 第四次 - 素案について

事務局から資料 2 により国土利用計画 (山梨県計画) - 第四次 - 策定スケジュール (案) について説明、資料 3 により国土利用計画 (山梨県計画) - 第四次 - 素案の概要について説明、資料 4 により素案のうち、「 1 県土の利用に関する基本構想」について説明したところ、次のとおり質疑応答があった。

(議長)

これにつきまして、皆さんご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思えます。内容としてはそれなりのことがちゃんと書いてあると思えますけれども、ご質問ありましたら。

(委員)

確かにそれなりのことが書いてある。細かいことを言えばきりが無いが、我々が言うべきところは少ないと思っています。今後、これを実行していくためには、例えば、法律を作っても法律を補助する条例を作る。そういうものがなければできないから。例えば、コンパクトな街づくりを進めるということが書いてあるけど、そのためにどういう政策を打ち立てて行政がそれに向かって努力していくかということがないと。大筋の構想、理想は確かにそのとおりだと思うが。例えば、千代田区は、ある年からビルを建てる場合には居住空間を設けるという条例を作った。簡単に言えば、商業ビルを作る場合でもビルの上にマンションを作ること。そうすると必ずそこに住む人間が出てくる。そういうように、県土をつくる上でこういう構想でやるけど、具体的にはこういうことなんだよということが、計画を進めていく上で出てこない絵に描いた餅になる。今、説明されたことは至極もったもだし、こういう方向で県土づくりを進めていくことには何の異論もない。だから、頑張ってもらいたい。具体的な、例えば企業立地の申し込みがあったら、低未利用地だけでなく、農地も含めて、ここには農地を減らすことはうまくないと書いてあるが、農地も含めて、例えば、2ヶ月とか3ヶ月で結論を出すとか。そういうようなことを決めておかないと素早い対応ができない。そう私は感じます。

(議長)

どうもありがとうございました。内容としては結構だけれども、きめ細かい対応をこれからしていかないと、現実に他地域との競争に負けてしまうというのが、今の話だと思いますが。

(事務局)

おっしゃるとおりでございます。私も今回の計画の素案をお示しするに当たり腐心いたしましたのは、知事が昨年末に策定した本県の県政運営の基本指針である「チャレンジ山梨行動計画」との整合性をいかに図っていくかということであり、この「チャレンジ山梨行動計画」の基本理念である「暮らしやすさ日本一」、この理念を今回の計画案にどのように盛り込んでいくかということだと思います。「チャレンジ山梨行動計画」に盛り込まれております、様々な施策・事業を達成していくことによりまして、よりこの計画の具体性も出てくるのではないかと考え

ております。

(議長)

ありがとうございました。他には何かご意見ございませんでしょうか。

(委員)

私自身もこれに対する異論はありませんが、私が気になったのは12ページのところに「レクリエーション用地については」という記述があります。今、山梨を見てもみますと、甲州市で、歩ける街というのを観光にして売り出しているという記事がありましたし、富士河口湖町も、歩くということを観光にしたスポーツイベントをやっています。いろんな健康づくりということで、いろんな人のデータをとると、スポーツ施設として道をとらえている。ウォーキングというのは改めてウォーキング用の施設を作るのではなくて、安全な歩道があれば、そこがウォーキングとかジョギングの施設になるということがありますので、レクリエーション専門の施設整備というのにも必要なのかもしれませんが、部署を乗り越えて、道路整備という県土整備部とか、レクリエーションという教育とかそういう部署になるのでしょうか、そういうところをちょっと乗り越えて。だんだん施設整備に出すお金も厳しくなるとお思いますので。たぶん、県でもユニバーサルデザインということで、歩道の整備も積極的に進められていくとお思いますので、是非その辺を乗り越えて、ただ歩くだけですが、観光にも使えるような整備を進めていくということを考えていただきたい。

(議長)

ありがとうございました。

(事務局)

それについては、12ページの一番下から2行目のところに「有効利用の観点から農用地、森林、河川等の余暇空間としての複合的な利用」という形で、複合とか横断的などというニュアンスで私も考えておりますので、実施の段階に当たっては関係部局のかたよりにならないような形で考えていきたいとお思います。

(議長)

ありがとうございました。他、いかがでしょうか。

(委員)

「県土の利用に関する基本構想」の中で、「二地域居住を志向する人々によって交流人口の増加が見込まれる」という項目があります。確かに、団塊の世代が退職したりするとそういう状況が生まれてくるとお思います。山梨の場合、首都圏に近いというメリットだけでは、他地域に比べて交流人口を増やしていくことが難しいような気がします。観光とか風景を楽しみにしてくるのであれば、山梨よりももっといいところがあるはずですし、そういう中で、例えば都会の人たちが週末とか、あるいは団塊の人たちがある一定期間農業をする、そういうことを農家の人たちが

支援していくような仕組み作りとか、いろいろ方法はあると思いますが、そういう山梨らしい二地域居住をアピールする具体的な方法をこれから考えていかなければならない気がします。

(委員)

全体的には何ら異存はないんですが、もっとも山梨がこの計画の中で力を入れる、これが特色だというものをかなり強調すべきだと思います。おそらく全国計画があって、受けるような形でやっているの、みんな満遍なくということになるのでしょうか。山梨県の特徴はこうだということをお聞きしたい。

(議長)

お二人から出ましたので、どうぞ。

(事務局)

まず、二地域居住のお話でございます。先ほど申し上げました「チャレンジ山梨行動計画」に、二地域居住の施策・事業もうたいこまれておりまして、観光部を中心に施策・事業を組み立てていますが、例えば、農政部のクラインガルテンの事業等も織り込みながら、様々な手法で都市の方から住民を引き込んで交流をしていきたいという形で展開しております。

この計画の特徴ですが、本計画は全国計画を基本といたしておりますが、山梨らしさというのを出すために「チャレンジ山梨行動計画」の基本理念をうたいこむということを腐心しています。そういった観点から「暮らしやすさ日本一」をだすために、例えば中心市街地の活性化でありますとか、都市機能の集約した暮らしやすい市街地の形成、あるいは、新産業創出への支援とか、優良企業の誘致、土地利用につきまして地球温暖化防止に配慮した適正な保全、ユニバーサルデザインの尊重など、こういったものが山梨らしさという形で、全国計画の理念に対して、新たに山梨県として付加したものでございます。

(議長)

ありがとうございました。他によろしいでしょうか。

(委員)

二地域居住、要するに首都圏に家があって、67、8歳までよく働いて、そこで経済活動をして、余生を過ごすのに山梨県は、夏暑くて冬寒いけど景色もいいからといって来て、東京と山梨を行き来すると。そういう二地域居住を求めているのか、それとも、山梨に別の家があって、向こうで経済活動をするとか、いろいろなやり方があると思いますが、山梨県としてはどれを求めているのでしょうか。一つだけ言うと、65、6歳までお金を都市部で使って、70歳近くなって山梨に来て、高齢者はご存じのように福祉や医療にお金がかかる。年金生活する。そういうことを考えれば、二地域居住といってもその内容によっては、引き受ける行政側だって考えなければならないと思う。ただ単に、お年寄りが余生を過ごす地として大事にされることは人口も増えて結構な話ではあるが、いろいろ抱えている問題もた

くさんあると思いますが。

(事務局)

私ども、二地域居住というものは、いわゆる定住とは違うと考えております。本拠地は都市部にある方々が、週末等を利用して山梨の方にいらっしゃるという形で、あくまでも本拠地は都会にあると考えておまして、先ほど言った社会保障等、様々な負担というものは基本的には生じないと考えております。

(議長)

まあ、いろいろと問題があるんでしょうが、いろいろな点で活性化につなげていかなければならないということから言うと、二地域という問題も、山梨らしい一つのやり方を考えていかなければならないというふうに思いますけれども。

(委員)

とにかく受け入れて、新しい仲間が増えたと考えて、身の回りのことで消費してもらえばいいという考え方もある。だけど、いろいろなことを考えなきゃならない。だから、県としても、先ほどの考えは考えとしてわかりましたが、派生することもあるから、それへの対応も考えなければならぬということをお願いしたい。

(委員)

二地域居住というと、仕事を辞めた方が一線を退いてこちらに戻ってくるということをイメージしがちですが、山梨はあずさに乗れば1時間半で都内に行けるので、通勤されている方もたくさんいます。私は山梨という地理的な近さを逆手にとって、こちらに本拠地をおいていただくような何らかの方策をとって、こちらが二番目ではなくて、こちらを一番にするくらいの意気込みが必要ではないかと思ます。

(委員)

さいたま市は浦和、大宮、与野が合併して100万都市になったんですが、そこで見せられたパンフレットが「子育てするならさいたま市」というものだった。これを県内に配るのかと聞いたら県内には配らないとのこと。どこへ配るかといったら北関東の東京圏に配るとのこと。あそこは、大宮があったところだから、非常に通勤がしやすい。その人たちを我々の町に住まわせるようにするためにこれを配っているという話だった。「子育てするなら山梨で」という感じで東京圏をねらうとか。例えば、リニアの実験線なんていうことを考えれば、東京の通勤圏に十分なれる。東側半分は。そのように山梨のあらゆるもののレベルを上げて、そういう意味で引っ張ってくるというのは可能かもしれない。だから、県土の利用計画を実効性のあるようなものにこしらえ上げていく、そういうことに結びついていくのではないかと思う。いろいろなもののレベルアップを図って、子育て世代を引っ張ってくる。通勤できるじゃないかと。そういうことにしていけば何とかなるかもしれないですね。

(議長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。じゃあ続けて説明をお願いします。

事務局から、資料4及び資料5により、「2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「3 目標を達成するために必要な措置の概要」について説明したところ、次のとおり質疑応答があった。

(議長)

これですべて説明が終わったということですが、総体的に何かご質問等ございますでしょうか。

(委員)

16ページ。国中地域と富士・東部地域の二区分、歴史的に言えば国中地域を河内に分けて三区分ということもありますが、まあ、二区分が穏当だと思います。

農用地が国中と富士・東部で、特に富士・東部地域が23%減、ここだけ農用地が極端に減って、その分だけ工業用地がぐんと増えているということですが、これについてももう少し丁寧な説明を付け加えてほしいなという気がいたします。

もう一つ、後ろの方の、必要な措置の概要。これも大変結構なもので、全く異論はありません。特に21ページの「歴史的・文化的風土の保存」について全く異論はありませんが、実効性のあるものにしていただきたいと思います。これは市町村計画とか、県や市町村の条例に反映するだろうと思いますが、この後、これを受けてどうなるのかということを知りたいと思います。

(事務局)

1番目のご質問と3番目のご質問につきまして対応させていただきます。

まず、国中地域と、富士・東部地域に分けたということですが、これは、前の計画からずっとこういう形で分けさせていただいておりまして、計画の経年を見ていくという性格もありますので、このような形をとらせていただいております。

「歴史的・文化的風土の保存」のところの記載を、今後、どういう形で市町村等に反映させていくのかというご質問でございます。私ども知事政策局というセクションの性格上、県庁内の様々なセクションとの調整を行い、県として実現可能なものとして記載させていただいているものでございます。今後、市町村にどういうふうに波及していくかということですが、この計画は国の計画、都道府県の計画、その下に、これは任意ですが市町村計画というものが定められるものでございます。当然そういったものが整合性をもって連関していくと考えており、県の計画が来年3月に策定されますと、市町村もこの計画を尊重していただき、市町村計画にうたいこんでいただけるのではないかと期待しております。それから、この計画につきましては、市町村にも照会をし、ご意見を伺う形になっておりますので、

市町村の意向も反映できるものと考えております。

(農村振興課長)

富士・東部の農地面積の減少がちょっと大きいという話ですが、この国土利用計画の下位計画に「農業振興地域整備計画」がありまして、その平成12年から17年の傾向を見ますと、減少が激しいということになっておりますので、それを用いまして推計したものであります。ですから、このまま傾向が続くとも思えませんけれども、手法としてそういう形をとらせていただいたということです。

(産業立地室主幹)

工業用地の面積がどうかということですが、この計画を見ますと富士・東部の面積が約39ha増えております。この推計を行う過程の中で、富士吉田市に牧野フライスが約12haなど、富士山麓の平地のところにも今、土地利用調整をしながら企業がいくつか規模拡大をしております。そういうものを見込みまして、この数値の算定をしております。

(委員)

富士・東部の農用地の減というのは、推計でこのくらい減るんだらう。減った分がどこに行くかということ、例えば工業用地は約40ha増えそうだとということで、農用地の減った分の大部分は「その他」へ入っています。「その他」というのは具体的にはどんな用地ですか。

(事務局)

この表にありますように、土地利用区分が明確に書いてあるもの、それを県土面積から引いたものが、計算上「その他」に分類されます。具体的に「その他」にどんなものが入るのかということですが、例えば、学校等の文教施設であるとか、公園・緑地といった公用・公共用の施設用地等がこれに入ります。それから、ゴルフ場等がこれにはまっています。それから耕作放棄地、こういったものがこの概念の中に入っています。

(委員)

中身はわかりました。富士山とか大規模災害に対応するオープンスペースの確保ってというのがその他の中に入っているんで、もしかしたらそのための用地なのかなと思ったんですけども、耕作放棄地などが増えていくということだと、問題になっていくんじゃないかと思えます。

もう一つ、地域別で文化的、歴史的、自然的な区分では二地域、あるいは三地域という区分の仕方があると思いますが、低炭素社会とか大規模災害、具体的には東海地震などに対応するような国土づくりが求められている新しい時代には、区分を二つや三つに分けるんでなくて一つとして山梨県全体としてとらえた方が対応しやすいのではないかと思うのですけれども。

(事務局)

先ほど耕作放棄地が増えるのが問題だというお話がございましたけれども、耕作放棄地につきましては、耕作放棄地の再生活用促進事業を農政部で積極的に行っておりまして、この施策・事業の効果を見ながら今後、耕作放棄地が今までのように増大しないよう取り組みをしていただいているところでございます。

富士・東部地域の観光地としての特徴から、先ほどゴルフ場と申し上げましたけれども、レクリエーション用地といった富士・東部の特徴的なものによってその他の区分が増えるのではないかという考えをもちしております。

それから区分の仕方についてご提案がございましたが、この計画は全国計画との整合性が問われておりまして、国の区分に準拠いたしまして作成させていただいております。

(議長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

それでは、後、その他がございましたけれども、事務局何かございますか。

(3) その他

事務局から次回審議会の日程について提案し了承を得た。

(議長)

これをもちまして、本日の審議については終了させていただきます。大変ご協力ありがとうございました。